

京都市告示第 2 3 9 号

生活保護法第 4 9 条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（以下「中国残留邦人等支援法」という。）第 1 4 条第 4 項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成 1 9 年法律第 1 2 7 号。以下「改正法」という。）附則第 4 条第 2 項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。）の規定に基づき，生活保護法による医療扶助及び中国残留邦人等支援法第 1 4 条第 2 項第 3 号（改正法附則第 4 条第 2 項において準用する場合を含む。）に規定する医療支援給付のための医療を担当させる機関を，次のとおり指定しました。

平成 2 4 年 9 月 1 4 日

京都市長 門川大作

医療機関指定

名 称	所 在 地	指定年月日
羽山医院	上京区七本松通今出川上る毘沙門町 4 9 6 - 1 0	平成 24 年 8 月 1 日
（医）ほほえみ会かね みつ内科クリニック	右京区太秦下刑部町 1 8 1 番地 パティナー太 秦天神川 1 F	平成 24 年 8 月 1 日
松井医院	伏見区道阿弥町 1 5 4 の 4	平成 24 年 7 月 1 日
（医）優成会 ほりべ 歯科クリニック	北区西賀茂神光院町 1 1 5 番地 1	平成 24 年 8 月 1 日
（医）金田歯科医院	左京区岩倉西河原町 2 8 9 番地 1	平成 24 年 8 月 1 日
なかつか歯科医院	京都市伏見区治部町 1 1 3 ， 1 1 4 番地	平成 24 年 9 月 1 日
はやし歯科クリニッ ク	伏見区久我東町 4 番地 2 9	平成 24 年 8 月 6 日
どうとう歯科・口腔外 科	西京区大枝西新林町 6 - 1 1 - 1 2	平成 24 年 9 月 1 日

名 称	所 在 地	指定年月日
ファルコはやぶさ薬局 花園藤ノ木店	中京区西ノ京藤ノ木町 1 1	平成 24 年 8 月 1 日
らいふ薬局 深草店	伏見区深草新門丈町 1 4 8	平成 24 年 8 月 6 日
スマイル薬局藤森店	伏見区深草大亀谷大山町 4 2 - 2	平成 24 年 9 月 1 日

(保健福祉局生活福祉部地域福祉課)